

令和6年 第8回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年8月9日					
3. 開催通知の期日	令和6年8月9日					
4. 招集期日	令和6年8月29日					
5. 招集場所	町文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	欠
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	欠
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美知子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

- 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第20号 農地法第3条により許可した農地に係る許可の取消しについて

12. 提出議案

- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

13. その他

農地流動化補助金（上半期）について
農地利用状況調査（農地パトロール）について
令和6年度全国農業新聞「特別普及対策」について
山ノ内マッチボックスについて

<開会>

会長代理 皆様、お疲れさまです。

ただいまより令和6年第8回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の欠席者ですが、白鳥委員、小古井委員、2名です。

それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

議長 皆様、お忙しい中、参加いただきましてありがとうございます。

大型の台風が来る前で、何かと準備等あろうかと思いますが、本日はよろしく願いいたします。

それで、8月23日にこの夏一番暑かったと思われていたんですが、北信州農村女性のつどいということで、木島平村まで行ってまいりました。一緒に参加していただいた方、ありがとうございます。

学校給食による食育の取組というようなことで勉強してまいりました。分散会ではそれぞれの意見を交わされたことと思います。来年は山ノ内町だそうで、いろいろあるかと思えます。地元ですので全員参加していただけるとありがたいなと思えます。では、よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしく願いします。

<議事録署名委員の選任>

議長 それでは、まず、本日の議事録署名委員の選任ということで、

11番 栗林和仁 委員

12番 渡辺輝子 委員

お願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。

(1) 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は1件です。

農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇他3筆、現況地目、畑、現況面積、2,437平米、農地のあっせん希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、先に進みます。
(2) 報告第20号 農地法第3条により許可した農地に係る許可の取消しについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第20号 農地法第3条により許可した農地に係る許可の取消しについてですが、平成30年5月31日付、5月の定例総会にて所有権移転を許可した農地につきまして、譲渡人、〇〇〇〇及び譲受人、〇〇〇〇の相続人、〇〇〇〇、両者連名で許可の取消し願が令和6年7月22日付でありましたので、許可の取消しを報告します。
取消しの理由ですが、該当農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は田、面積、1,927平米について、贈与により所有権移転をする予定でいりましたが、許可後、登記申請されないまま受人がお亡くなりになられまして、相続人としましては、農地を取得しても後継者がいないため維持管理も困難なことから、渡人に申出をし、取消し願が出されたものであります。
この農地につきましては、既に第三者が耕作しているため、第三者と利用権設定を行う予定であります。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
大変珍しい例で、今まであまり経験のないような案件ですが、皆さん、何かご質問ある方、挙手願います。(なし)
よろしいでしょうか。ないようですので先に進みます。
(3) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月4件です。
1件目、申請人、渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、2,963平米、耕作面積、655平米、家族総数2、稼働人員1、受人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1,404平米、家族総数3、稼働人員2、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、田、面積、655平米、契約内容は売買で、価格は50万円となります。事由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては野菜の栽培で経営規模の拡大となっております。
位置図を11ページ、公図を12ページに載せています。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側にある農地となります。
続いて、2件目、申請人、渡人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに926平米、家族総数2、稼働人員ゼロ、受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数7、稼働人員3、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、雑種地、面積、926平米、契約内容は売買で、価格は10アール当たり75万5,300円となります。事由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため、受人につきましては、借りて耕作していた農地を買受け、野菜の栽培となっております。
位置図を13ページ、公図を14ページに載せております。場所につきましては、〇

○○○○○○○○○○から約120メートルほど南西に位置する農地となります。

3件目、申請人、渡人は、○○○の○○○○、所有面積、耕作面積ともに9,181平米、家族総数5、稼働人員ゼロ、受人は、○○○○○の○○○○、所有面積、耕作面積ともに1,669平米、家族総数1、稼働人員1、申請地は、大字夜間瀬字○○○○○○、現況地目、畑、面積、9,181平米、契約内容は売買で、価格は90万円となります。事由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては、野菜の栽培で経営規模の拡大となっております。

位置図を15ページ、公図を16ページに載せております。場所につきましては、○○○○○○○○○○から約440メートルほど北西に位置する農地となります。

資料4ページをお願いします。4件目、申請人、貸人は、○○○○の相続人、○○の○○○○、所有面積、耕作面積ともに5,700平米、家族総数2、稼働人員ゼロ、借人は、○○○○○の○○○○○○○○○○○○○○○○○○、所有面積ゼロ、耕作面積、8,121平米、家族総数3、稼働人員3、申請地は、大字夜間瀬字○○○○○○○、現況地目、畑、面積2,467平米、契約内容は賃貸借で、賃料は10アール当たり1,000円となります。事由ですけれども、貸人につきましては借人の要望により、借人につきましては、醸造用ワインブドウの作付で、経営規模の拡大となっております。

位置図を17ページ、公図を18ページに載せております。場所につきましては、○○○○○から約80メートルほど西に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当にしないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、補足説明を、1番につきまして、私のほうから説明させていただきます。宮崎眞太郎さんがやっておられたんですが、高齢のため病気もされて体も動かなくなってきたということで、○○○○○の○○○の○○○○○さんから野菜を作りたいということで、購入されるという話になりました。問題ないかと思いますので、よろしくお願いたします。

この件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件も私のほうから補足説明したいと思います。

○○○○○の○○○○○さんは、会社の食堂をやっておられる方で、労働力不足ということで農業はできないということです。それで、○○○さん、この方は○○○で○○○○○をやっておられるということで、去年まではこの農地を借りて野菜作りをされていたということですが、今年は何か都合があったのかちょっと休まれていたようですが、○○○さんが農業ができないということで相談されたら、それなら譲り受けて野菜を作りたいと、こういう話がまとまりました。去年まで作っておられた方ですので、特別問題ないかと思いますので、よろしくお願いたします。

この件に関して、何か質問があったら挙手願います。

なければ採決に入りたいと思います。賛成の方、挙手願います(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、3番と4番の案件について補足説明を、小池委員、補足説明続けてお願いたします。

小池委員

3番、○○○○○さんですが、去年の○○○で畑を借りて始められた方です。また、○○○さんですが、○○○の方で、ここ四、五年、○○○さんという方がソバを作っておられ

たんですけれども、これをお返ししたいとお話があって、できれば農地を買っていただいで、貸すんじゃなくてもう売りたいよというご指示がありまして、〇〇さんとお話がされて、今回このようなことになりました。〇〇さんが畑をされている近くで、十分に管理できるかと思しますので、よろしく願いいたします。

続いて、4番ですが、〇〇〇〇〇〇〇の関係です。所有者の〇〇〇〇さんは6月の最終週ぐらいにお亡くなりになりまして、この話自体はお亡くなりになる前に決まっていたのですが、書類の手続きまではできていませんでした。お亡くなりになる前に話は決まっていたということで、今回長男で相続人の〇〇君が申請されたということですので問題ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、3番の件につきまして、ご質問のある方、挙手願います。お願いします。

藤浦委員 〇〇さんという方は、この谷の下で野菜いっぱいやっている人ですか。

齊藤委員 私の方で補足させてください。〇〇さんは〇〇〇の方で、〇〇の一部の畑を借りて野菜類を作っていたらっしゃった方です。その方が、今度〇〇に1軒、中古住宅をお借りになって住んでやっております。

ちょっと、ひと問題あったんですが、野菜作りを見ているとちゃんとやっているようで問題ないです。いろいろ農業委員会通っていない畑も借りたりしてピーマン作ったり、ツミナ作ったり、当初聞いた話では、ツミナを作りたいという話でこの面積で大丈夫かと思ったけれども、何か仲間がいてその方々がついていいんじゃないかなとは思っています。

議 長 よろしいでしょうか。
ほかに質問のある方。
それでは、この3番の案件について、賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
引き続き、4番の案件について質問ということで、では、お願いいたします。

齊藤委員 所有者の〇〇さんがお亡くなりになったということで。この案件は以前農業委員会を通っていて、所有者が亡くなられたから再度申請されたのですか。

小池委員 この話が決まったときにはもう〇〇さんは病院に入っておられました。この話が農業委員会で審議されるのは今回が初めてです。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)
なければ採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
それでは、(4)議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは所有権の移転に伴う農地の転用案件で、今月2件です。

1件目ですが、所在地は、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇-〇〇、台帳地目、田、現況地目、田、面積は108平米で、農地区分は2種農地に該当します。申請事由ですが、駐車場の造成になります。申請人ですが、渡人は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、受人は、〇〇

1 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇外 2 名、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積、2, 5 2 3 平米、利用権の種類は賃借権で、3 年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は 1 0 アール当たり 1 万円の新規設定となります。

2 件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、現況地目、畑と田、合計面積、3, 7 4 7 平米、利用権の種類は賃借権で、3 年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は 1 0 アール当たり 2, 5 0 0 円の新規設定となります。

3 件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇－〇外 4 筆、現況地目、田と畑、合計面積、3, 5 6 6 平米、利用権の種類は賃借権で、1 0 年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で 8, 0 0 0 円の再設定となります。

以上、3 件につきまして、承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1 番の案件から補足説明をお願いいたします。富澤委員、お願いいたします。

富澤委員 この畑は、以前、〇〇〇〇さんが借りていた畑ということで、手入れがよくされてきました。今度〇〇君が代わるということで、〇〇君はリンゴを中心に大変熱心に栽培されていらっしゃるのでも問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

この件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
なければ採決したいと思います。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2 番の案件について、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の仕事をやっておられたんですが、〇〇〇〇〇さんのおじさんに当たる、去年亡くなられた〇〇〇〇さんの畑でいろいろ野菜を作っている際お手伝いしていた方です。荒れているのもちょっとまずいということで、〇〇さんが時々草刈りしたり、何か作ろうということで、ソバをやることになりました。実際この畑、売りにも出ているんですけども、今までは管理をして恩義を感じているとか、やろうと思っている方ですので、問題ないと思います。もし買手ができたら、そちらのほうを進めてもいいという話がありました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。

この件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
なければ採決したいと思います。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
それでは、3 番の案件について、下田委員より補足説明をお願いいたします。

下田委員 〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳ということですがけれども、実際こちらの田んぼを耕作しているのは、娘さんのお婿さんです。利用権を設定する〇〇〇〇〇さんですがけれども、こちら少し前に旦那さんがお亡くなりになった方です。引き続きで再設定ということで問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決といたします。
議事については、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございます。

<その他> 農地流動化補助金(上半期)について
農地利用状況調査(農地パトロール)について
令和6年度全国農業新聞「特別普及対策」について
山ノ内マッチボックスについて

会長代理 それでは、以上をもちまして、第8回定例総会を閉会といたします。皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員
